

『十訓抄』の敬語

—「言ウ」行為の尊敬動詞—

泉 基 博

るようになる。

平安時代の「言ウ」行為の尊敬動詞には、「宣はす」・「仰せらる」・「宣ふ」・「仰す」があり、敬意度は最も高いものが「宣はす」・「仰せらる」で、ランク低いものが「宣ふ」・「仰す」である。この内、「仰す」は本来命じる意があるので、「仰す」自体敬語としての性格が弱く、「給ふ」を下接して「仰せ給ふ」のようにも用いられる。また、「仰す」に「らる」が下接した「仰せらる」も一世紀前半では尊敬表現よりも下命の表現に用いられる方が普通であるが、後半からは次第に「宣はす」と同じように用いられるようになり、やがて「宣はす」を圧倒する

と指摘している。⁽⁴⁾以上のことと踏まえて、この稿では『十訓抄』に於ける「宣はす」行為の尊敬動詞の使用状況、敬意度、敬語史的位置などについて考察してみようと思う。本文は『校本十訓抄』の宮内庁書陵部藏本（番号六五四八二）を使用することにする。

二

「宣はす」の使用対象を整理すると次のようになる。位階・官職などはその人物の最終のもので整理することにする。以下同じくする。なお会話文に於いては、敬意の対象が三人称の場合には*印を付し、○が△に対しても敬語を使用した場合には「○→△」で示すことにする。以下同じくする。

地の文：東宮御見所（第五の二五話）一例・老尼（第六の二九話）一例・唐玄宗（第七の一話）一例

会話文：或僧→老尼（第六の二九話）一例

* 地の文の「老尼（第六の二九話）一例」は「ハカラヒノ給ハスルニ」とあるもの。

* 会話文の「或僧→老尼（第六の二九話）一例」は「我申サン事ハカラヒノ給ハセヨ」とあるもの。

右記の用例を見ると、地の文に二例、会話文に一例あることがわかる。その内、地の文の一例、会話文の一例は複合語（「はからひ宣はす」）であるので、単独の「宣はす」は地の文の二例となる。用例数が少ないのではつきりしたことは言えないが、地の文の使用対象が東宮御見所・老尼・唐玄宗であることは、「せ給ふ」・「給ふ」の使用対象の考察とを考慮合わせると、「宣はす」の敬意度はあまり高くないと言える。また、このことは平安時代に敬意度が非常に高かった「宣はす」の敬意度が落ちていることを示しているとも言える。会話文に於ける「宣はす」については一例しかないので、敬意度については何とも言えない。右記の用例で、「第六の二九話」の二例は出典である「日吉山上利王記」に「はからひの給する」「はからひの給はせよ」とあるので、この二例は出典に依拠したものであると言える。「第七の一話」の一例は、出典と考えられる「唐物語」に「の給ひ」とあるので、『十訓抄』の編者の敬語意識によるものであると言える。なお、「第五の二五話」の一例は、出典が現在のところ不明であるので、何とも言えない。

「仰せらる」の使用対象を整理すると次のようになる。但し、「仰す」の複合語「+ る・らる」は別に整理することにする。

地の文：一条院（第二の一話）1例・鳥羽上皇（第一の八話）1例・一条院（第一の二三話）1例・御堂ノ入道殿（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第二の二五話）1例・後白河法皇（第一の三四話）1例・御堂入道殿（藤原道長・摂政太政大臣従一位・第二の四一話）1例・堀河院（第一の四七話）1例・六条右大臣（源顯房・右大臣従二位、第一の五一話）1例・皇嘉門院（義徳天皇皇后聖子、第一の六五話）1例・鳥羽院（第三の一話）1例・堀河院（第四の三話）2例・崇德院（第四の二三話）1例・花園大臣（源有仁・左大臣従一位、第四の一四話）4例・菅丞相（菅原道真・右大臣従一位、第四の二六話）2例・東宮御息所（第五の二五話）2例・醍醐御門（第五の二六話）2例・上東門院（一条天皇中宮、第六の二四話）2例・後朱雀天皇（第六の二五話）1例・仏（釈迦、第六の三三話）1例・老尼（第六の三九話）1例・

小野皇后宮（後冷泉天皇后飲子、第七の二話）1例・嵯峨帝（第七の六話）1例・宇治殿（藤原賴通・摂政関白太政大臣従一位、第七の二三話）2例・堀河院（第七の一八話）1例・後中書王（具平親王、第七の二二話）1例・御堂入道殿（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第七の二四話）1例・仏（第八の七話）1例・大御室（師明親王、第九の一話）2例・白河院（第九の二話）2例・村上天皇（第一〇の二話）1例・御堂閑白（藤原道長・摂政太政大臣従一位、第一〇の三話）1例・花山院（第一〇の三話）1例・菅承相（菅原道真・右大臣従一位、第一〇の六話）1例・鳥羽法皇（第一〇の二五話）1例・御門（第一〇の一九話）1例・村上天皇（第一〇の二七話）1例・東三条閻白前太政大臣（藤原兼家・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の二九話）1例・法性寺閑白（藤原賴通・摂政関白太政大臣従一位、第一〇の三三話）1例・亭子御門（宇多天皇、第一〇の五三話）1例・高倉院（第一〇の六〇話）1例・白河院（第一〇の六三話）1例・白河院（第一〇の七九話）1例
会話文：*女官→女房（第一の五三話）1例・*俊頼（源俊頼・木工権守従四位上）→公達（第一の六二話）1例・

* 後江相公（大江朝綱・參議正四位下）→菅丞相（菅原道真・右大臣從二位、第四の二〇話）1例・*長能（藤原長能）→大納言（藤原公任・権大納言正三位、第四の二七話）1例・*禪師（僧侶）→高キ人ノ姫君（第七の二七話）1例

* 「法王、今ヤウヲスメ仰ラレケルニ」（第一の三四話）は、「スマメ仰ラレ」とせず、「スマメ」+「仰ラレ」とし、「仰せらる」で整理した。

右記の用例を見ると、地の文の全用例数は五三例で、使

用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王であるもの

（説話内で名前などがはつきりわかるもの）は三一例で全用例の五八・五%を占め、摂政・関白は八例で全用例の一五・一%を占めており、この両者で全用例の七三・六%を占めてしていることがわかる。このことは「仰せらる」の敬意度が非常に高いことを示していると言えるとともに、「仰せらる」の使用対

象の中心がここにあることを示していると言える。次に使用対

象が大臣クラスであるものを見てみると、左大臣に四例、右大臣に四例使用されている。大臣クラスには八例使用されているが、右大臣については四例の内三例は菅原道真に使用しているものであり、菅原道真に対しては『王訓抄』の編者は特別な待

遇意識を持っていたことから、大臣クラスの用例数八例と摂政・関白の用例数八例と同じ用例数として扱うことは出来ない。会話文の全用例数は五例で、すべて三人称に使用されているが、発話者が使用対象より身分が高い（両者の間に於いて位階・官職の差がはつきりと認められるものに限定して）用例は一例もないことがわかる。このことは「仰せらる」の敬意度が高いことを示していると言える。

次に「仰す」の複合語「する・らる」の使用対象を整理するとのようになる。

仰せ出ださる

地の文：堀河院（第一の四七話）1例・皇瀬門院（崇徳天皇皇后聖子、第一の六五話）1例

仰せ出でらる

地の文：一条院（第一の二三話）1例

仰せ下さる

地の文：邑上帝（第三の三四話）1例・堀河院（第七の一

八話）1例・白河院（第七の三五話）1例・村上

天皇第一〇の二七話）1例

全話文：*家綱（藤原家綱・正五位下）→堀河院（第七の

一八話）1例

仰せ付けらる

地の文・宇治殿（藤原頼通・摂政関白太政大臣従一位、第

七の二〇話）一例

仰せ含めらる

地の文・官人（第六の二三話）一例・白河院（第六の二三話）一例

右記の用例を見てみると、地の文の全用例数は二〇例で、使

用対象が天皇・皇后・中宮であるものは八例で、全用例の八〇・〇%である。使用対象が摂政関白の一例を加えると、二〇例中九例が天皇・皇后・中宮・摂政関白に使用されていることになる。

このことは「仰す」の複合語「+る・らる」の敬意度が非常

に高いことを示していると言えるが、「仰す」に下命の意があるかどうかについて右記の用例を検討してみると、「仰せ出ださる」二例・「仰せ出でらる」二例・「仰せ含めらる」二例の「仰す」には下命の意はないが、「仰せ下さる」四例・「仰せ付けらる」二例の「仰す」には下命の意があることがわかる。こ

のように見えてくると、「仰す」の複合語「+る・らる」については、「仰す」に下命の意があるものと下命の意がないものとは語氣によって異なることがわかる。すなわち、「仰せ出ださる」・「仰せ出でらる」・「仰せ含めらる」の「仰す」には下命の

意ではなく、「仰せ下さる」「仰せ付けらる」の「仰す」には下命の意があるということである。会話文の「『仰す』の複合語「+る・らる」」は、三人称に「仰せ下さる」が一例使用されているが、この「仰す」にも下命の意がある。

「仰す」は本來命じる意があるので、「仰す」自体敬語としての性格が弱く、「給ふ」を下接して「仰せ給ふ」のようにも用いられることがあるとあるが、『十訓抄』にも「仰せ給ふ」の用例が二例あるので挙げておくことにする。

会話文・*アルナマ君達・九条民部卿顕頼（藤原顕頼・権

中納言正三位、第七の二三話）一例・「無隔仰給

イト・本意ニ侍リ」

右記の「仰給」の内容は「年高ク成給ヌラン。何条近衛司望給フ。片方ニ出家ウチシテ居給タレカシ。サリナカラ細ニ承りヌ。次侍ニ奏ヘシ」であり、「仰す」に下命の意はあるにはあるが、下命の意は弱いものと言える。なお、この箇所の出典は現在のところ不明である。

また、「仰す」の複合語「+せ給ふ」の用例が一例あるので挙げておくことにする。

地の文・後朱雀天皇（第六の二五話）一例・「宇治殿ヲ召

テ、二所ノ御事ヲ仰置セ給ケルニ」

* 「仰置セ給」の「セ」は尊敬。

右記の「仰す」には下命の意はあるにはあるが、下命の意は弱いものと言える。なお出典には、

「新帝御事。并新春宮御事等。宇治殿ニ被『仰置之處』」(『古事談』^(付)第二)

とあるので、「十訓抄」の「仰置セ給」は、出典を改変したものであり、「十訓抄」の編者の敬語意識によるものであると言える。

また、「十訓抄」には「仰せ給ぶ」の用例が一例あるので挙げておくことにする。

会話文：*女房→上左判官代道清（源道清、第二の五三話）

一例・「カク度々物仰タヘトモ」

右記の「仰す」には下命の意は全くないと言える。なお、この箇所の出典は現在のところ不明である。

「仰す」は、院政期になると、単独で「言ふ」の尊敬語としてあまり用いられる事はない^(付)が、「十訓抄」ではどうであろうか。「仰す（単独）」の使用対象を整理すると次のようになる。

地の文・景行天皇（第六の七話）一例・醍醐天皇（第六の九話）一例・村上天皇（第七の八話）一例・徽宗（帝、第

七の三話）2例・後鳥羽院（第九の一〇話）1例・村上天皇（第一〇の二七話）1例・後鳥羽天皇（第一〇の三九話）1例

* 「後鳥羽院（第九の一〇話）1例」は「後鳥羽院ヨリ仰ラレケレハ」とあるもので、「仰ラレ」の

「ラレ」は受身である。他の七例はすべて「仰す」に助動詞が接続していないものである。

会話文：*太宰大式高遠（藤原高遠・非參議正三位^(付)）→

女房（第七の二六話）1例・*四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）→御室閑白（藤原道長・権政太政大臣従三位、第一〇の二話）1例

* 「太宰大式高遠（藤原高遠・非參議正三位）→

女房（第七の二六話）1例」は「此女房ノ車ライツクマテモ仰ラレンニ隨テ、ツカフマツレ」とあるもので、「仰ラレ」の「ラン」は受身として取つた。

* 「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）→御室閑白（藤原道長・権政太政大臣従三位、第一〇の二話）1例」は「イツレノ舟ニノルヘキソト被仰シコソ、心ヲトリセラレシカ。」とあるもので、

「被仰」の「被」は受身として取った。なお、「心ヲトリ」は平假名本（『校本十訓抄』）に據る、諸本間の表記は無視することにする）では「心おこり」とある。

右記の用例を見てみると、地の文に八例、会話文に二例使用されていることがわかる。地の文の八例の使用対象は天皇が六例、外団の王が二例であるので、「仰す（単独）」の敬意度は高いと言えるが、「仰す」に下命の意があるかどうかについて用例を検討してみると、地の文の八例すべてに下命の意があるのと見てみると、地の文の八例の「仰す（単独）」は「言ふ」の純粋な尊敬語であると言える。しかし、会話文の一例とも「仰せらる」という形であり、「らる」を尊敬に取ると話が別になるので、この一例は純粋な「仰す（単独）」とは断言出来ないところがある。なお、「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」→御堂関白（藤原道長・権政太政大臣従一位、第二〇の三話）一例には下命の意は全くないので、この「仰す」は

「言ふ」の純粋な尊敬語であると言える。しかし、会話文の一例とも「仰せらる」という形であり、「らる」を尊敬に取ると話が別になるので、この一例は純粋な「仰す（単独）」とは断言出来ないところがある。なお、「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」→御堂関白（藤原道長・権政太政大臣従一位、第二〇の三話）一例の出典・類話には次のようにある。
「いつれにかと思ふとのたまはせしになむ、われながら心おこりせられし」（『大鏡』^{〔後醍醐天皇〕}・賴忠）

「イツレニ可乗ソト被仰シニコソ。ミナカラモ騒心セシカ」
（『清輔袋草紙』^{〔後醍醐天皇〕}卷二）

とも言えないが、「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」→御堂関白（藤原道長・権政太政大臣従一位、第二〇の三話）一例には下命の意があるかどうかを検討してみると、「太宰大式高遠（藤原高遠・非參議正三位？）」→女房（第七の三六話）一例に於いては何とも言えないが、「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」

四

「一例」に於いては発話者が使用対象より身分が低いことがわかるが、敬意度については用例が少ないので何とも言えない。会話文の二例について、「仰す」に下命の意があるかどうかを検討してみると、「太宰大式高遠（藤原高遠・非參議正三位？）」→女房（第七の三六話）一例に於いては何とも言えないが、「四条大納言（藤原公任・権大納言正三位）」

「宣ふ」の使用対象を整理すると次のようになる。但し、「宣はく」は別に整理することにする。

地の文：京極太政大臣（藤原宗輔・太政大臣従一位、第一

の八話) 2例・優婆崛多(羅漢、第二の二〇話) 2例・

(第七の二〇話) 1例

後徳大寺左大臣(藤原実定・左大臣正一位、第一の二九

話) 1例・楊梅大納言顕雅卿(源顕雅・権大納言正一位、

第一の四九話) 2例・行基菩薩(第四の一話) 1例・中

山ノ大臣(藤原忠親・内大臣正一位、第五の五話) 1例・

孔子(第六の序) 1例・阿難(釈迦の弟子、第六の三三

話) 1例・大納言俊明卿(源俊明・大納言正一位、第六

の三四話) 1例・小野右大臣(藤原実資・右大臣從二位、

第六の三六話) 1例・老尼(第六の三九話) 2例・仲尼

(孔子、第七の七話) 1例・寛印供奉(第七の一話)

1例・老子(第九の序) 1例・

一条摂政(藤原伊尹・摂政太政大臣正一位、第九の三話)

1例・中院入道右府(源雅定・右大臣正一位、第一〇の

七五話) 1例・源中納言經衡卿(檢非違使別當、第一〇の七八話) 1例

右記の用例を見てみると、地の文の全用例数は二三例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王である用例はなく、摂政の用例が一例だけあることがわかる。このことは、「仰せらる」の使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王と摂政・閔白で全用例の七三・六%も占めていたことから考えると、「宣ふ」の敬意度が「仰せらる」より非常に低いことを示していると言える。次に使用対象が大臣クラスであるものを見てみると、太政大臣に二例、左大臣に一例、右大臣に二例、内大臣に一例使用されており、これらの全用例での占める割合は二七・三%である。

右記の用例を見ていて目に付くことは、外国人に七例も使用されていることである。このことは、外国人については「宣ふ」待遇という「十訓抄」の編者の意識があつたことを示していると言える。会話文の全用例数は四例で、二人称に三例、三人称に一例使用されているが、この内発話者が使用対象より身分が高い(両者の間に於いて、位階・官職の差がはっきりと認められるものに限定して)用例は、「後京極摂政(藤原良経・摂政太政大臣從一位)」→宮内卿家隆(藤原家隆・宮内卿從二位、二位、第一の四五話) 1例、*年老タル女房→深寛僧正第一の四五話) 1例」である。このことも「宣ふ」の敬意度が

あまり高くないことを示していると言える。

次に「宣はく」の使用対象を整理すると次のようになる。

地の文・鬼沙門（夢の中で、第六の二話）1例・漢高祖（第七の三〇話）1例・一条根政（藤原伊尹・根政太政大臣正一位、第九の二話）1例

全語文…ナシ

「宣はく」については用例数が少ないので何とも言えない。

五

「言はる」の使用対象を整理すると次のようになる。但し、「言ふ」の複合語「+る・らる」は別に整理することにする。

地の文・俊頼朝臣（源俊頼・木工權守從四位上、第一の二話）1例・帥民部卿経信卿（源経信・大納言正一位、第一の二八話）1例・公任卿（藤原公任・權大納言正一位、第一の四〇話）1例・或女房（第一の四九話）1例・楊梅大納言顕雅卿（源顕雅・權大納言正一位、第一の四九話）1例・性空聖人（第三の二六話）1例・恵心、檀那ノ僧都ナト（第二の二六話）1例・比巴ノ師（なにがし、第四の八話）1例・清輔（藤原清輔・正四位下、第

四の八話）1例・大納言（藤原公任・權大納言正一位、

第四の二七話）1例・公任卿（藤原公任・權大納言正二位、第四の二八話）1例・宰相成頼（藤原成頼・參議正三位、第五の五話）1例・小野右大臣（藤原実資・右大臣從一位、第六の三五話）1例・四条大納言（藤原公任・權大納言正三位、第七の九話）1例・顯仲入道（源顯仲・非參議從三位、第七の二〇話）1例・アルナマ君達（第七の三三話）1例・二条三位經盛（平經盛・參議正三位、第七の三三話）1例・太宰大式高遠（藤原高遠・非參議正三位）、第七の三六話）1例・大納言行成卿（藤原行成・權大納言正三位、第八の二話）1例・隆秀大納言（第八の三話）1例・顯基中納言（源顯基・權中納言從三位、第九の六話）1例・四条大納言（藤原公任・權大納言正三位、第二〇の三話）1例・帥民部卿経信卿（源経信・大納言正三位、第二〇の四話）2例・経信卿（源経信・大納言正三位、第二〇の五話）2例・良仁（ひじり、第二〇の六三話）1例・濟政三位（源濟政・右近衛少將、第二〇の七二話）1例・基綱ノ大式（源基綱・權中納言從三位、第二〇の七二話）1例・醍醐ノ大僧正（仁海、第二〇の七四話）1例・宮内卿師綱（藤原師綱・

大膳大夫、第一〇の七六話）一例・源中納言経衡卿（検非違使別当、第一〇の七八話）一例

会話文：知房（藤原知房・從四位下）→伊家（藤原伊家・右中弁民部大輔正五位下、第一の六六話）一例・白河院

→六条修理大夫顕季卿（藤原顕季・參議正三位、第九の二話）一例

* 知房（藤原知房・從四位下）→伊家（藤原伊家・右中弁民部大輔正五位下、第一の六六話）一例

「是ニヨリテ如此イハルゝ尤奇怪ナリ」とあるもので、「イハルゝ」の「ルゝ」は受身にも取れるが専敬として取った。

右記の用例を見てみると、地の文の全用例数は二二例で、使用対象が天皇・皇后・中宮・上皇・皇太后・親王・摂政・関白である用例は一例もないことがわかる。使用対象が大臣クラスであるものを見ると、右大臣に一例使用されているだけである。このことは、「宣ふ」の使用対象に摂政が一例、大臣クラスが六例あったことから考へると、「言はる」の敬意度が「宣ふ」より低いことを示していると言える。

右記の用例を見ていて目に付くことは、源経信（大納言正三位）・藤原公任（權大納言正三位）にそれぞれ五例も使用され

ていることである。そして、この両者には「宣ふ」は全く使用されていないのである。源経信・藤原公任と同等クラスあるいは以下の者に「宣ふ」が使用されている（楊梅大納言顕雅卿へ

→源俊雅・權大納言正三位、第一の四九話）2例・大納言俊明卿

（源俊明・大納言正三位、第六の三四話）一例・源中納言経衡卿（検非違使別当、第一〇の七八話）一例）ことから考えて、

源経信・藤原公任に「言はる」がそれぞれ五例も使用されているにもかかわらず、「宣ふ」が全く使用されていないということは、「十訓抄」の編者が源経信・藤原公任にはあまり高い待遇意識を持っていなかつたことを示していると言える。「十

訓抄」の編者は、藤原公任の発言について、「何トナク口トク難セラレタリケル、イト不便ナリ」（第四の一七話）・「公任卿ノ非愛ナルニテソ有ケル」（第四の一八話）と批評しているところから、藤原公任に対して良い感情を抱いていなかつたと言える。会話文の用例数は二例であるが、二例ともに発話者が使用対象より身分が高いものである。このことも「言はる」の敬意度があまり高くなかったことを示していると言える。

次に「言ふ」の複合語「+ る・らる」の使用対象を整理する

と次のようになる。

言ひ置かる

地の文・白居易（白楽天、第五の八話）一例

まとめ

以上、述べてきたところを箇条書きにまとめると、次のように

- （注1） 森野宗明「古代の敬語II」（『敬語史』）（講座国語史
5）昭和四六年二月）。参照、鶴田定樹「中古中世の敬
語の研究」昭和五一年二月。初出は「宣はす」「仰せら
る」とその周辺」（『親和女子大学研究論叢2』昭和四三
年二月）
- （注2） 桜井光昭「近代の敬語I」（『敬語史』）（講座国語史
5）昭和四六年二月）。参照、鶴田定樹「中古中世の敬
語の研究」昭和五一年二月。初出は「宣はす」「仰せら
る」とその周辺」（『親和女子大学研究論叢2』昭和四三
年二月）
- （注3） 天皇・皇族・摂関・大臣。

（注4） 桜井光昭「今昔物語集の語法の研究」昭和四一年三月

- （注5） 抽論「『十訓抄』（地の文）の敬語一せ（させ）給ふ・
給ふ・る（らる）」（『申南国文』（第四四号））平成九
年三月）
- （注6） 「続群書類從（第二輯下）」（改正三版）昭和二三年二
月

（注7） 「続群書類從（第二輯上）」（四版）昭和八年二月
（注8） （注5）に同じ。
（注9） （注1）に同じ。
（注10） 「新訂増補国史大系（第一八卷）」昭和四〇年二月
（注11） （注2）に同じ。
（注12） 「公卿補任索引」（昭和四九年八月）には「長和五年非
參議正三位（以後不見）」とある。

- 一、「宣ふ」の敬意度は「宣はす」より低い。
二、外国人は「宣ふ」待遇である。
三、「言はる」の敬意度は「宣ふ」より低い。
四、「十訓抄」の編者は源経信・藤原公任にあまり高い待遇意

識を持っていない。

(注13) 「日本古典文学全集」昭和五五年八月
(注14) 「続群書類從(第一六輯下)」昭和四五年六月
(注15) (注12) に同じ。